

論 説

吾妻鏡の渋谷氏記事に就いて

—寿永3年2月2日条の解釈—

山 口 道 弘

序

第1章 吾妻鏡に於ける渋谷氏記事

第1節 渋谷氏に就いて

第2節 高重流の所持した家伝を原拠とする記事群

第3節 合戦記・日記・平家物語

第1款 合戦記

第2款 合戦記を利用した奉行人の日記

第3款 平家物語

第4款 その他

第2章 源平合戦に於ける渋谷氏の動向 付、樋口兼光のこと

第1節 対源義仲戦(寿永2年末～同3年1月)

第2節 樋口兼光の捕捉

第3節 一谷合戦(寿永3年2月)

第4節 対平家戦(寿永3年～元暦2年)

第5節 吾妻鏡 寿永3.2.2条の特異性

第1款 事実との齟齬

第2款 原拠史料は何か？

第3章 源平闘諍録巻8上の独自記事に就いて

第1節 樋口兼光投降の周辺

第1款 千野兄弟と庄兄弟と

第2款 延慶本・長門本と闘諍録との関係

第3款 闘諍録内部の対立

第4款 3争点の相互関係

第2節 闘諍録と吾妻鏡 寿永3.2.2条の原拠史料

第1款 闘諍録の想定する親族関係

第2款 吾妻鏡 寿永3.2.2条の構造

第3款 史料Bの原拠史料と其の周辺

第4章 吾妻鏡の選択

第1節 姻族関係記述の臚化

第2節 戦争の為に

【史料】

①吾妻鏡

北条本：国立公文書館所蔵本(請求番号：特103-0001. H28. 12. 14, 国立公文書館デジタルアーカイブ [<http://www.digital.archives.go.jp/das/meta/M2009102016011460088>]にて閲覧。引用に際しては、新訂増補国史大系本の該当箇所を参照した。)

現代語訳：五味文彦＝本郷和人編『現代語訳吾妻鏡』全16巻・別巻1巻，吉川弘文館，H19-28(引用時の略表記：現代語訳)

吉川本：高橋秀樹編『新訂吾妻鏡』第1巻，和泉書院，H27

②平家物語

[読み本系]

延慶本：延慶本注釈の会編『延慶本平家物語全注釈』第2末(巻5)・第5本(巻9)，汲古書院，H23・27(注釈引用時の略表記：延慶本全注釈)

四部合戦状本：慶応義塾大学附属研究所斯道文庫編校『平家物語四部合戦状本』汲古書院，S4

釈文：早川厚一ほか校注『四部合戦状本平家物語全注釈』第9巻，和泉書院，H18(注釈引用時の略表記：四部本全注釈)

源平盛衰記：美濃部重克ほか編『源平盛衰記』第4・6巻，三弥井書店，H6・13

源平闘諍録：福田豊彦＝服部幸造全注釈『源平闘諍録』下巻，講談社，H12(注釈引用時の略表記：闘諍録注釈)

[語り本系]

覚一本(高野本)：麻原美子ほか編『異本対照平家物語』第3巻，勉誠出版，H5

南都本：『南都本・南都異本 平家物語』上巻，古典研究会，S46-47

③古記録

玉葉：『^九玉葉〔図書寮叢刊〕』第9巻，宮内庁書陵部，H15
愚昧記：陽明文庫編『平記・大府記・永昌記・愚昧記〔陽明叢書
記録文書篇6〕』思文閣出版，S63

序

読み本系平家物語諸本及び吾妻鏡の頼朝挙兵譚に於ける佐々木氏関係記事の比較検討に依って，読み本系平家物語諸本の作態差が，主として《舅に付くか・主に付くか》と言う通俗的^{解釈図式}Mat上で現れる事を，私は明らかにした．之に対し吾妻鏡には，《舅を捨てて主に付く》か・《主を捨てて舅に付く》か，と言う選択肢間の価値判断を避けるべく，通俗的Matに則る記述を臍化した箇所が存在する事，そして，其の様な作為が，御家人(の家)間の平穏な関係を維持せんとする，鎌倉幕府の政策的判断に因るであろう，と推測した；鎌倉幕府とて御家人の忠誠は欲しいが，忠誠競争に依る姻戚関係の破壊は避けたかったのである [山口 H29]．

ところで以上の拙稿では，佐々木氏の姻戚である渋谷氏の関係記事には敢て触れなかった．何故ならば，佐々木氏関係記事とは別のMatを考慮しなければ，渋谷氏関係記事は理解出来ない，と予想されたからであり，実際に其の通りであった．そこで稿を改めて，以下に渋谷氏関係の記事の検討を行うものである．

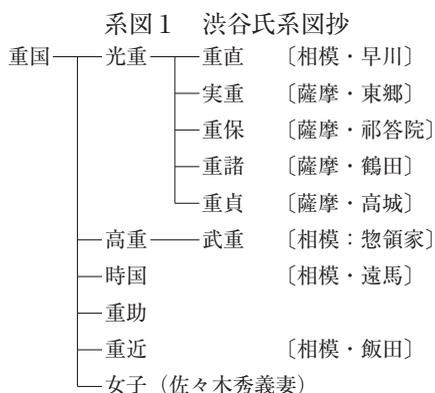
第1章 吾妻鏡に於ける渋谷氏記事

第1節 渋谷氏に就いて

頼朝挙兵時には相模国の「^{有力武士団}大名」であった渋谷氏は，和田合戦に敗れて一旦は其の勢力を殺がれた．しかし，渋谷氏は其の後も御家人としての幕府への奉公を続け，其の奉公の傍ら北条氏に御内人として勤仕した．其の甲斐あって渋谷氏は「承久合戦・宝治合戦で莫大な所領を獲得した」[福島 H11:167]．此の後，渋谷氏は，相模に在国して幕府・得

吾妻鏡の渋谷氏記事に就いて

宗家への勤務を続ける高重流の惣領家⁽¹⁾(左衛門尉の官途を世襲)と、地方に獲得した所領経営を専当する庶流との間で分業体制を築いた [福島 H11:156-163, 秋山 [H17] H18]。鎌倉在の渋谷氏からは、得宗家が守護正員となった若狭国で守護代を勤める者も出た [秋山 [H12] H18:235, 238(fn 32)]。鎌倉時代中後期の渋谷氏は、鎌倉幕府の最上に位する佐々木氏には及ばぬ迄も、其の惣領は「名門の御家人という待遇を受け」 [細川 [H17] H19:47]、「相模国に在国する御家人としては頂点に近い立場を誇っていた」 [福島 H11:160] のである。



第2節 高重流の所持した家伝を原拠とする記事群

本節では、吾妻鏡頼朝將軍記所載の渋谷氏記事の原拠を探る。

先ず、惣領高重流の手許に在った家伝が、記事の原拠として想定される。

【史料】

史料A-1 澁谷庄司重國次男高重竭無貳忠節之上、依令感心操之穩便給、彼當知行澁谷下郷所濟乃貢等所被免除也⁽²⁾。(吉川本 養和1.8.27条)

(1) 猶、「御内人であることは御家人たる身分に何らの影響も無かった」 [細川 [H17] H19:50].

[参考] 渋谷庄司重国の次男高重は無二の忠節を尽くした上、人柄が穏やかであることに(頼朝は)感心されて、高重が現在知行している渋谷下郷から納められている年貢等を免除された。[現代語訳1巻:89]

史料A-2 渋谷次郎高重者、勇敢之器頗不耻父祖之由、度々預御感。凡於事快然之餘、彼領掌之所於上野國黒河郷、止國衛使入部可爲別納之由、賜御下文。仍今日被仰含其由於國奉行人藤九郎盛長^{云。(3)}。(吉川本 元暦1.7.16条)

[参考] 渋谷次郎高重は勇者の器量があり、全く父祖に恥じない者であるということで、たびたびお誉めに預かっていた。そのお気に召される余り、高重が支配している上野国黒河郷について、「国衛の使者の入部を停止し、別納とするように」との御下文を賜った。そこで今日、その趣旨を上野国に伝えられたという。[現代語訳2巻:45. 少改]

史料A-3 渋谷輩者偏備勇敢、尤相叶御意之間、爲慰公事勤役、以彼等領所相摸國吉田庄地頭、被申請領家圓滿院、爲請所、御倉納物所被贖其乃具也。

前右大將家政所

運上 相摸國吉田御庄御年貢送文事

合准布陸佰柒拾肆段貳丈内^{六分一幕}

見布貳佰陸柒拾段

染衣五切

代百反^{各廿反}

上品八丈絹六疋

代百廿反^{各廿反}

納布九反内^{半段}

代・

藍摺准布卅反

代六十反

紺布二反^{無文}

代四反

率駄二疋^{「是ハ不審也」}

代四十反

持夫七人

代五十二反二丈

例進長蛇千百五十帖

移花十五枝

染草二十枝

右、付夫領助弘、運上如件。

(2) 穩、北條本作隱。

(3) 人、北條本ナシ。

建久三年十二月廿日

平^{御時}(4) (吉川本 建久3.12.20条)

[参考]渋谷の者たちはまことに勇敢で、たいそう(頼朝の)気に入られていたので、公事の勤めを軽くするため、彼らの所領である相模国吉田庄の地頭を、領家の円満院に申請されて請所となし、(幕府の)御倉に納められた物でその年貢を肩代わりさせた。

前右大將家(源頼朝)政所

運上する相模国吉田御庄の御年貢の送文のこと、

合わせて布換算674段2丈の内訳〔先納分61反を加える〕

布(現物)267段

染衣5切	布換算100反〔各20反〕
上等な八丈絹6疋	布換算120反〔各20反〕
納布9反〔上2反、中7反〕	(布換算31反)
藍摺准布30反	布換算60反
紺布2反〔無地〕	布換算4反
駄馬2頭	布換算40反
持夫7人	布換算52反2丈

其他 長蛇1150帖

移花15枚

染革20枚

右、夫領の助弘に付けて運上することは以上の通りです。

建久3年12月20日 平(盛時)御判〔現代語訳5巻:173-174. 少改〕

上掲3史料は、『渋谷氏が「忠節」「勇敢」を積んだ結果、幕府が渋谷氏の所領経営に便宜を与えた』、と言う記述の枠組を共有して居る所から、其の原拠として渋谷氏の編纂した記録を想定し得る。更に、史料A-1・2が、重国が御家人奉公を続けていた時分の記述であるにも拘らず高重を特筆する所から、史料Aの渋谷氏記事群は、渋谷氏の中でも惣領高重流の作成に係るであろうと推測出来る；A-3には高重の名が

(4) 陸柒拾、當作陸拾柒(前行への目移りに因る誤)。代、恐當作代卅一反〔現代語訳5巻:173〕の解釈に拠る)。枝、北條本作枚、恐是。

見えないが、建久年間には、高重が重国と並んで渋谷一族を代表しているから〔福島 H11:139-141〕,「澁谷輩」への恩賞賦与を高重が受け取っても問題無い。

全国的な史料調査に基づいて編纂された大日本史とは異なり、吾妻鏡編纂に当たって大規模な史料採訪は行われず、鎌倉幕府の奉行人など、身近な人びとの提供する情報のみを用いて編纂された事が知られているが〔菊池 S60〕, 此処でも編者は、日常的に鎌倉で勤務している惣領家の提出した家伝を利用したと見られる。

猶、高重流の家伝には、偽文書も含まれて居たようである：

先ず、史料A-3所引、鎌倉幕府政所送文は、偽文書である⁽⁵⁾。

第1に、冒頭の「前右大將家政所」が不審である。此処は本当は「將軍家政所」と在るべきだ；何故ならば、頼朝が征夷大將軍に補任された建久3年8月から同5年8月迄、信頼し得る政所下文は必ず、「將軍家政所下」で始まっているからである〔佐藤 H9:122〕. 送文と下文とは異なると言えば其れ迄かも知れないが、送文でのみ「前右大將家」に拘らる理由も見当たらない。

第2に、「平^{御判}」が不審である。確かに平姓の政所職員として此時期には平盛時の在職が見えるが、彼は民部丞を帯びて居るから^{吾妻鏡 建久2.1.15条、建久3.8.5条、}政所発給の書類の署名に官途を欠く謂われが無いし⁽⁶⁾, 花押に「御」が付くほど偉くない。此のころ無位無官であるにも拘らず吾妻鏡が「御判」と尊ぶべき有名人には北条時政があるが、彼は当時は政所の別当でも職員でもない。

(5) 黒川高明名誉教授も、夙に「検討ノ要アリ」と按ぜられた〔黒川 S63:334〕.

(6) 五味文彦名誉教授も、「〔平〕(盛時カ)」として居られる〔五味〔H2〕H12:131〕.

吾妻鏡の渋谷氏記事に就いて

以上の理由から、史料A-3所引の送文は偽文書である、と私は判断する。確かに、相模国吉田庄が園城寺円満院領であった事、或る時期の同庄の年貢は送文記載の種目からなつた事、などは、無からの捏造ではなく、渋谷氏の手許文書に基づく事実であろう。しかし、建久3年12月20日に、幕府政所が上掲の送文を発給した事実は無かつたであろう。

次に史料A-2は、情報源として下文に言及するが、文書は引用されていない⁽⁷⁾。故に、其の下文の真偽もまた、判らない。

但し、仮に真正の頼朝下文に拠つたとしても、家伝に取込まれた段階で、間違いなく改編が加えられた筈である一少なくとも、「勇敢之器頗不耻父祖之由、度々預御感、凡於事快然之餘」の行は確実に後世の増補に係るに相違ない；何故ならば、頼朝の真正の下文ならば、授恩に至つた理由をクダクダしく載せたりしないからである。従つて、「勇敢之器」云々の行は、渋谷氏の口頭伝承に拠つたのでなければ、渋谷氏の創作に由来するものと考えられる。

史料A-2・3と異なり、史料A-1の原拠史料の文書形式を推測する手掛かりを、私は見出し得ない。

記事の語る内容の内、頼朝による年貢の免除は事実であつたと思われる；御家人に対する年貢免除自体は特に不審ではない上に、頼朝の相模国に於ける論功行賞は此の頃に集中しているからだ⁽⁸⁾。尤も、「竭無貳忠節之上、依令感心操之隱便給」の行は、史料A-2と同様に、渋谷氏の口頭伝承を記録したものか、渋谷氏による創作であろう；年貢を免除

(7) 原拠史料(高重流の記録)に載っていないのか、それとも原拠史料には在つたが吾妻鏡が落としたのか、その何れかであろうが、はっきりしない。

(8) 摩々局(頼朝乳母)の相模国早川庄の所領の年貢が頼朝によつて免除されたとする3ヶ月後の記事の内容(吾妻鏡 養和1. 11. 29条)とA-1の語る年貢免除との共通の背景として、相模の国を対象とする論功行賞を想定するのである。

する為の文書は、この様な理由を記さないのが普通だから。

以上の検討の結果は、以下の3点に纏められる。

- ・ A群の記事は渋谷惣領家(高重流)の編纂した家伝を原拠史料とする。
- ・ 惣領家は、自家の所持する文書や渋谷一族の口頭伝承を、《御恩=奉公》の枠に嵌め込んで家伝を編纂した。
- ・ 家伝は、編纂以前の或る段階で作られた偽文書を含んでいた。

第3節 合戦記・日記・平家物語

上記以外にも渋谷氏関係記事は吾妻鏡に多く登場する。そして、次章以下で検討の対象とする、木曾義仲討伐から平家との西海合戦(寿永3年~元暦2年)吾妻鏡の合戦記事の原拠として、吾妻鏡の一般的原拠(奉行人や公家の日記、御家人の家伝・記録・系譜など)の外に、夙に以下の3種が想定されている。

- ・ 合戦記
- ・ 奉行人の日記に於ける合戦記の引用
- ・ 平家物語

是等に就いて、以下、順番に論ずる。

【史料】

吾妻鏡記事① 蒲冠者範頼・源九郎義經等、爲武衛御使、率數万騎入洛。是爲追討義仲也。範頼自勢多參洛、義經入自宇治路。木曾以三郎先生義廣・今井四郎兼平已下軍士等、於彼兩道雖防戰、皆以敗北。蒲冠者・源九郎、相具河越太郎重頼・同小太郎重房、佐々木四郎高綱、畠山次郎重忠、澁谷庄司重國、梶原源太景季等、馳參六條殿、奉警衛仙洞。此間、一條次郎忠頼已下勇士競爭于諸方、遂於近江國粟津邊、令相撲國住人石田次郎誅戮義仲。其外錦織判官等者逐電たづな。(寿永3.1.20条)

吾妻鏡の渋谷氏記事に就いて

[参考]蒲冠者(源)範頼と源九郎義経が武衛(源頼朝)の御使として、数万騎を率いて入京した。これは(源)義仲を追罰するためである。範頼は勢多から入京し、義経は宇治路から入京した。木曾(源義仲)は三郎先生(源)義広・今井四郎兼平をはじめとする武士たちを勢多・宇治の両道に派遣して防戦させたが、全て敗北した。範頼・義経は、河越太郎重頼・同小太郎重房・佐々木四郎高綱・畠山次郎重忠・渋谷庄司重国・梶原源太景季らを率い、六条殿に急いで参上し、仙洞(後白河)の御所を警護申し上げた。この間、一条次郎忠頼以下の勇士は競って方々で戦い、ついに近江国粟津付近で、相模国の住人石田次郎により義仲は誅殺された。その他の錦織判官(源義広)らは逃亡したという。[現代語訳2巻:5]

吾妻鏡記事② 源九郎義経主、獲義仲首之由奏聞。今日及晩、九郎主搦進木曾専一者樋口次郎兼光。是爲木曾使、爲征石川判官代、日來在河内國、而石河逃亡之間、空以坂京、於八幡大渡邊、雖聞主人滅亡事、押以入洛之處、源九郎家人數輩馳向、相戰之後生虜之^{云々}。(寿永3.1.21条)

[参考]源九郎義経主は(源)義仲の首を獲ったことを奏聞した。この日、夜になって、九郎主(義経)は木曾(源義仲)第一の郎党である樋口次郎兼光を搦め取った。兼光は、木曾の使者として石川判官代(源義資)を攻めるため、その頃は河内国にいたのだが、石川が逃亡したため、空しく帰京する途中、八幡の大渡の付近で主人の滅亡を聞き、それでも入京したところ、義経の家人が数人馳せ向かい、戦って生け捕ったという。[現代語訳2巻:6. 少改]

吾妻鏡記事③ 晴。今朝。檢非違使等於七條河原、請取伊豫守義仲并忠直・兼平・行親等首、懸獄門前樹。亦囚人兼光同相具之被渡訖。上卿藤中納言、職事頭弁光雅朝臣^{云々}。(寿永3.1.26条)

[参考]晴。今朝。檢非違使が七条河原において、伊予守(源)義仲及び(高梨)忠直・(今井)兼平・(根井)行親らの首を請け取り、門の前の樹に懸けた。また囚人の(樋口)兼光も同時に連行され、(檢非違使に)渡された。(担当の)上卿は藤中納言(藤原頼実)、職事は頭弁(藤原)光雅朝臣であったという。[現代語訳2巻:7]

吾妻鏡記事④ 未尅，遠江守義定・蒲冠者範頼・源九郎義經・一條次郎忠頼等飛脚參着鎌倉。去廿日遂合戰，誅義仲并伴黨之由申之。三人使者皆依召參北面石壺，聞食巨細之處，景時飛脚又參着，是所持參討亡囚人等交名注文也。方々使者雖參上，不能記録，景時之思慮猶神妙之由，御感及再三^三。(寿永3.1.27条)

[参考]未の刻，遠江守(安田)義定・蒲冠者(源)範頼・源九郎義經・一條次郎忠頼らの飛脚が鎌倉に到着し，去る20日に合戦を遂げた結果，(源)義仲とその党類を誅したということを報告した。3人の使者は皆，お召しによって御所(幕府)の北側の石壺に参った。(頼朝が)詳細を聞かれているところに，(梶原)景時の飛脚も到着した。この(景時の)飛脚は討ち取った人々や囚人らの名簿を持参していた。諸方からの使者は，参上したけれども記録は持参していなかった。景時の配慮は全くもって神妙であると，(頼朝は)感心されること再三であったという。[現代語訳2巻:7]

吾妻鏡記事⑤ 小山四郎朝政，土肥次郎實平，澁谷庄司重國已下，可然御家人等使者參鎌倉，各所賀申合戰無爲之由也。(寿永3.1.28条)

[参考]小山四郎朝政・土肥次郎実平・澁谷庄司重国をはじめ，また主だった御家人たちの使者が鎌倉に参上し，それぞれ(源義仲との)合戦が無事に終わったことをお祝い申し上げた。[現代語訳2巻:7]

吾妻鏡記事⑥ 關東兩將爲征平氏，率軍兵赴西國，悉以今日出京^三。(寿永3.1.29条)

[参考]関東の両将(源範頼・源義経)は平氏を征討するため，軍兵を率い西国に赴いた。軍勢は全て今日京を出発したという。[現代語訳2巻:7]

吾妻鏡記事⑦ 惟隆，惟榮等，含參州之命，獻八十二艘兵船。亦周防國住人宇佐那木上七遠隆獻兵糧米。依之參州解纜，渡豊後國^三。同時進渡之輩，

北條小四郎	足利藏人義兼	小山兵衛尉朝政
同五郎宗政	同七郎朝光	武田兵衛尉有義
齋院次官親能	千葉介常胤	同平次常秀
下河邊庄司行平	同四郎政能	淺沼四郎廣繩

吾妻鏡の渋谷氏記事に就いて

三浦介義澄	同平六義村	八田武者知家
同太郎知重	葛西三郎清重	澁谷庄司重國
同二郎高重	比企藤内朝宗	比企藤四郎能員
和田小太郎義盛	同三郎宗實	同四郎義胤
大多和次郎義成	安西三郎景益	同太郎明景
大河戸太郎廣行	同三郎	中條藤次家長
加藤次景廉	工藤一藤祐經	同三郎祐茂
天野藤内遠景	一品房昌寛	土左房昌俊
小野寺太郎道綱		

此中、常胤者、不爲事衰老、凌風波進渡焉。景廉者、忘病身相從矣。行平者、糧盡而雖失度、投甲冑買取小船、最前棹。人恠云、着甲冑、令參大將軍御船、全身可向戰場歟。行平云、於身命者、本自不爲惜之、然者雖不着甲冑、乘于自身進退之船、先登欲任意。將師解纜。爰三州曰、周防國者、西隣宰府、東近洛陽。自此所、通子細於京都与關東、可廻計畧之由、有武衛兼日之命。然者、留有勢精兵、欲令守當國。可差誰人哉者、常胤計申云、義澄爲精兵、亦多勢者也。早可被仰。仍被示其旨於義澄之處、義澄辭申云、懸意於先登之處、徒留此地者、以何立功哉²⁵。然而、撰勇敢被留置之由、所命及再三之間、義澄結陣於防州²⁶。(元曆2.1.26条)

[参考] (臼杵)惟隆と(緒方)惟栄らが參州(源範頼)の命を受けて、八十二艘の兵船を献じてきた。また周防国の住人、宇佐那木上七遠隆が兵糧米を献じた。これにより範頼は、船出しで豊後国に渡ったという。同時に渡ったのは以下の面々である。

(交名省略)

このうち、(千葉)常胤は老いをものともせず、風波を凌いで海を進んで渡った。(加藤)景廉は病身を忘れてこれに従った。(下河辺)行平は食糧が尽き、うろたえたが、甲冑を売って小船を買い取り、面々の最前を掉さして進んでいった。これを見た人は不審に思い、「甲冑を着けて、大將軍の御船に参り、身を全うして戦場に向かうべきであろう。」と言った。行平は、「自分の身命についてはもとより惜しいとは思わないので、甲冑は着けずに、自分が動かせる船に乗って一番乗りを自分の思いのままにしたい。」と答えた。武将たちも船出した。そのとき範頼が言った、「周防国は、西

は大宰府に接し、東は洛陽(京)に近いから、京都と関東と連絡を取り合っ
て計略をめぐらすようにと、武衛(源頼朝)の兼ねてからの命があるので、
勢力のある精兵に当国を守備させたいのだが、誰を選ぶべきであろうか。
(千葉)常胤が考えて申し上げた。「(三浦)義澄は精兵であり、また手勢の
多い者であるから、早く命じられたらよろしいでしょう」。そこで、その
旨を義澄のもとに伝えたところ、義澄は辞退を申し上げた。「自分の気持
ちは、一番乘りに懸けていたのに、いたずらにこの地に留まるならば、一
体どうやって勲功を立てることができましょうか」。しかし、勇敢な者を選
び出して、あえて留め置かれるという命令が再三にわたって出されたの
で、ついに義澄も周防国に陣を構えることになったという。[現代語訳2
巻:72-74]

吾妻鏡記事⑧ 參州渡豊後國，北條小四郎，下河邊庄司，澁谷庄司，品河三郎
等令先登。而今日，於葦屋浦，太宰少貳種直，子息賀摩兵衛尉等，引隨兵相逢
之挑戰，行平重國等廻懸射之。彼輩雖攻戰，爲重國被射畢，行平誅美氣三郎敦
種みけさむら。(元暦2.2.1条)

[参考]參州(源範頼)が豊後国に渡った。北条小四郎(義時)・下河辺庄司
(行平)・澁谷庄司(重国)・品河三郎(清実)らが最初に上陸した。そこに今
日、葦屋浦で太宰少貳(原田)種直とその子息の賀摩兵衛尉(種益)らが隨兵
を率いてこれに戦いを挑んできた。行平や重国らは、懸けめぐって射た。
種直らは攻戦したが、重国によって射られ、行平は美氣三郎敦種を討ち
取ったという。[現代語訳2巻:74]

吾妻鏡記事⑨ 入夜，西國飛脚參着。合戰事歟之由，成推量之間，鎌倉中諸人
馳參みせ。(元暦2.3.1条)

[参考]夜になって、西国から飛脚が到着した。合戦のことかと推測して、
鎌倉中の諸人が御所に馳せ参じたという。[現代語訳2巻:80]

吾妻鏡記事⑩ 去夜飛脚者澁谷庄司重國之使也。去正月參州自周防國被渡豊後
國之時，最前渡海，討種直之由申之。(元暦2.3.2条)

[参考]前夜の飛脚は、澁谷庄司重国の使であった。去る正月に參州(源範

頼)が周防国から豊後国に渡海された時に、最初に渡海し、(原田)種直を討ったことを申ししてきた。[現代語訳2巻:80-81]

吾妻鏡記事① 關東御家人、不蒙内擧、無巧兮多以拜任衛府所司等官、各殊奇怪之由、被遣御下文於彼輩之中、件名字載一紙、面々被注加其不可^{マカ}。

下 東國侍内任官輩中

可令停止下向本國各在京勤仕陣直公役事

副下 交名注文一通

右任官之習、或以上日之勞賜御給、或以私物償朝家之御大事、各浴 朝恩事也。而東國輩、徒留留庄園年貢、掠取國衛進官物、不募成功、自由拜任、官途之陵遲已在斯。偏令停止任官者、無成功之便者歟。不云先官當職、於任官輩者、永停城外之思、在京可令勤仕陣役、已厠朝烈、何令竈居哉。若違令下向墨俣以東者、且各改召本領、且又可令申行斬罪之状如件。

元暦二年四月十五日

東國住人任官輩事

(中略)

(渋谷右馬允重賢)

澁谷馬允 父在國也。而付平家令經廻之間、木曾以大勢攻入之時付木曾留、又判官殿御入京之時又前參。度々合戦ニ心ハ甲ニテ有ハ、免前々御勘當可被召仕之處、衛府シテ被斬頸ズルハ、イカニ。能用意ノ語于加治テ、頸玉ニ厚ク頸ニ可卷金也。

(中略)

豊田兵衛尉 色ハ白ラカニシテ、顔ハ不覺氣ナルモノ。只可候ニ、任官希有也。父ハ於下総、度々有召ニ不參シテ、東國平ラレテ後參、不覺歟。

(中略)

此外輩、其數雖令拜任、文武官之間、何官何職分明不知食及之故、委不被載注文、雖此外、永可令停止城外之思歟矣。(後略)(元暦2.4.15条)

[参考]関東の御家人が、(頼朝の)内々の推挙を受けることなく、功績もないのに、多くの者が衛府・所司の官職に任官しているのは、それぞれに非常にけしからぬことであると、御下文を彼らのもとの遣わされた。彼らの名前を一枚の紙に記し、面々にそのよくないところを書き加えられたという。下命する。東国の侍のうちで任官した者たちに、本国に戻ることを停止し、おのおの在京して守衛の公務を勤めるように。

添付して下す 人名の一覧 一通.

右、任官した者の通例は、出仕した日数の功勞により官職を与えられるか、または私財を朝廷の大事業のために献ずるかにより、朝廷から御恩を賜るものである。しかし東国の者たちは、むやみに庄園の年貢を押し留め、国衙から朝廷に進上する租税を奪い取って、私財の調達に应ずるのでなくして、勝手に官職についている。任官の秩序の衰えは、ここに明らかであるが、全ての任官を停止したのでは、成功という私財調達の方法がなくなるであろう。そこで、前官・現任に関わらず、官職に任命された者は、永く都の外に出ることを思いとどまり、在京して守衛の役を勤めるように、すでに朝官の列に加わったからには、(東国に)引き籠ってよいことがあるか。もし命令に背いて墨俣川より東に下ってきたならば、それぞれあるいは本領を没収し、あるいは斬罪を朝廷に申請して行くことを伝える。

元暦2年4月15日

東国の住人で任官した者たち

(中略)

渋谷馬允(重助) 父(重国)は在国していた。それなのに平家に従い各地をうろついていたところ、義仲が多数の軍勢で攻め入ってきた時には、義仲に従い(京に)留まった。また判官殿(源義経)が入京された時はまたそのもとに参じた。度々の合戦において勇猛であったので、前からの御勘当を許して召し使われるところであったが、衛府に任官して首を切られるとは、よくよく前もって準備をして、鍛冶屋に言いつけて首筋に厚く鉄を巻いておくように。

(中略)

豊田兵衛尉(義幹) 色は白っぽく、顔はおぼつかなげで、ただ伺候していればよいのに、任官するとはとんでもないことだ。父は下総におり、度重なるお召しにも参上せず、東国が静かに成った後に参上してきた。はっきりしない奴。

(中略)

この外の者たちも、数多くが任官しているが、文官・武官の何の官職かをはっきりとご存じないので、詳しくはこの一覧に記させない。記されている以外の者も、永く都の外に出ることを思いとどまらなければならない。

[現代語訳2巻:93-96]

吾妻鏡記事⑫ 可奉尋寶釵之由,以雜色爲飛脚,下知參州給.凡至于冬比住九州,諸事可被沙汰鎮者.且以其次,澁谷庄司重國,今度豊後國合戰,討加摩兵衛尉,神妙之由,被感仰遣.又所被付置于參州之御家人等事,縦乖所存之者雖相交,私不可加勘發,可訴申關東之由²⁵.去年之比,爲追討使,二人舍弟範頼義經蒙院宣訖.爰參州入九國之間,可管領九州之事,廷尉入四國之間,又可支配其國々事之旨,兼日被定處,今度廷尉遂壇浦合戰之後,九國事悉以奪沙汰之,所相從之東土事,雖爲小過,不及免之,又不申子細於武衛,只任雅意,多加私勘發之由有其聞,絳已爲諸人愁,科又難被宥.仍廷尉蒙御氣色先畢²⁶.(後略)(元暦2.5.5条)

[参考]壇浦に沈んだ宝剣をお捜し申し上げるように、雑色を飛脚として、參州(源範頼)に命じられた。「だいたい冬までは九州にとどまって、諸事を司り現地の安寧に尽くすように」。さらに、そのついでに「渋谷庄司重國が今回の豊後国での合戦で加摩兵衛尉(種益)を討ったことは見事である。」とお褒めの言葉を伝えられた。また範頼に付けられた御家人たちについては、「たとえ自分の考えに背く者があつたとしても、勝手に処罰してはならない。関東に訴えて来るように。」と命じた。去年、追討使として二人の舍弟〔(源)範頼と(源)義経〕が院宣を戴いた。そこで範頼は、九州に入ったので九州を管轄するように、義経は四国に入ったので、同じように四国の国々を管轄するように、と以前命じられていたところ、今回、義経は壇浦合戦を遂げた後、九州のことについても範頼からその権限を奪って支配を行なっており、配下にある東国武士に対しては、義経はわずかな過ちも許そうとせず、また事情を武衛(源頼朝)に申し上げず、ひたすら恣意により多くの人々を勝手に処罰しているということが聞こえてきた。事態はすでに多くの人々を悩ませるところとなっており、(義経の)罪は許し難い。そこで義経は先に御勘気を蒙つたという。[現代語訳2巻:105]

吾妻鏡記事⑬ 澁谷五郎重助不預關東御擧令任官事,可被申止召名之旨,重有沙汰.是父重國石橋合戰之時雖奉射武衛,依寬宥之儀被召仕之處,重助者猶令屬平家,背度々召畢.而平家赴城外之日留京都,從義仲朝臣,滅亡之後爲廷尉專一之者,條々科被優精兵一事之處,結句令任官訖.旁不可然之由有其沙汰.今度,重國又渡豊後國之時者,雖有先登之功,先立于參州上洛之條,同以不快,則被仰遣此條々²⁷.又原田所知者,可被分宛于勳功輩之由,被仰遣參州

云々。(元暦2.5.9条)

[参考] 渋谷五郎重助が関東の御推挙を受けないで任官した事について、任官を取り消すように再び決定があった。重助の父重国は、石橋合戦の時、武衛(源頼朝)を射立て申したけれども、特別な許しによって召し仕われたにもかかわらず、重助はその後もなお平家に属して、度重なるお召しにも背いてきた。そして平家が都落ちした日には京都に留まり、それからは(源)義仲朝臣に従い、義仲の滅亡の後に廷尉(源義経)の第一の家来となった。かれこれの罪は、精強な兵士であるということで許してきたのに、ついに任官してしまった。どれもこれもけしからぬということで、このような処分になったのである。今回、重国はまた豊後国に渡った時、先陣の功があったけれども、参州(源範頼)に先立って上洛したことも、同じく不快に思われた。こうしたことで、これらのことを伝えられたという。また、原田(種直)の所領は、戦功をあげた者たちに分配するよう、参州(源範頼)のもとに命じられたという。[現代語訳2巻:107-108. 少改]

第1款 合戦記

さて、合戦記とは、「合戦の日時・場所・敵将の動向(討亡・囚人の別)・味方の勲功が書き上げられたもの」を云う [高橋 H17:144]。合戦記は、戦中に於いては作戦立案の基礎資料となり、戦後に於いては論功行賞の土台となるものであるから、その記述には精確さが強く求められる [美濃部 [H5] H25] 一方で、それ以上の情報は書き込まれない点で、「詳細で具体的な叙述をとまなう日記(日記次や別記)のようなもの」とは区別される [高橋 H17:144]。

上に掲げた史料の内では、吾妻鏡記事⑦⑧が合戦記に拠るものと一応、推測される；一応と言うのは、これ等⑦⑧は実は合戦記原本からの引用ではなく、次項に述べる奉行人日記からの孫引き記事かも知れないからである。

吾妻鏡の渋谷氏記事に就いて

第2款 合戦記を利用した奉行人の日記

吾妻鏡編者は、合戦記の原本を利用した一方で、合戦記を写したり貼込んだりした、奉行人の日記からの孫引きでも記事を作っていた。特に、本稿が取り上げる範頼関係の合戦記事には、当時鎌倉の頼朝の許に在った奉行人某(二階堂行政? [五味 [H 2] H12:129ff.])の日記に依る所が大きい。

合戦記を利用する奉行人日記は、2つの特徴を有つ：第1に、上述の合戦記が現地司令官から頼朝への一方的報告であるのに対し、現地司令官からの報告(合戦記の内容)と其れに対する鎌倉の頼朝の指示との「二人の間答が判別できる構成」となっている点[宮田 H10:200]、第2に、鎌倉に於ける文書授受の現場が使者の遣取りに至るまで細かく描かれている点。

上に掲げた史料の内では、吾妻鏡記事④⑤⑨⑩⑪⑫⑬が奉行人日記に拠る。前項で述べた様に、⑦⑧も或はそうかも知れない。猶、此等の記事に登場する渋谷氏は、殆どが重国である。これは、重国が源平合戦当時の渋谷氏の惣領であった事に因る当然の結果である⁹⁾。

第3款 平家物語

五味説 [五味 [H 2] H12] 以外の学説は、上記2款に該当するものの外に、吾妻鏡編者による平家物語の利用を想定してきた。

平家物語の利用は、特に義経関係の記事に多く見られる；平家物語は義経に肩入れしていたから、義経関係の叙述は詳細且つ豊富であった。吾妻鏡編者にとっては史料蒐集の手間が省けて好都合であったろう。

(9) 重国から高重への家督交替は建久5・6年まで待たねば成らない [福島 H11:141].

(対照的に、平家物語は範頼を無能者と描き、且つ、範頼に就いて殆ど筆を割かないので、範頼記事の編纂に際しては、平家物語は吾妻鏡編者に大きく役立ちはしなかつたろう。)

上に掲げた史料の内では、吾妻鏡記事①②の記事作成に際して、平家物語の1本が利用された可能性がある。

第4款 その他

上記3款に当て嵌まらない物の内、吾妻鏡記事③は、天候と上卿・弁の名前との記載から、在京の官人某の日次記を略々丸々写したと考えられる。吾妻鏡記事⑥も京都の出来事を伝えるが、③とは形式が異なるので、在京の幕府関係者、例えば三善康信〔五味 H2:96-97〕などからの報告書に拠るかも知れない。

第2章 源平合戦に於ける渋谷氏の動向 付、樋口兼光のこと

第1章の吾妻鏡記事の検討を基に、第2章では、寿永3年から元暦2年に掛けての源平合戦に於いて、渋谷氏が何処で何をしていたか、その行実を明らかにしたい。

猶、行論の都合上、渋谷氏の外、樋口兼光の動向に就いても併せて検証する。

第1節 対源義仲戦(寿永2年末～同3年1月)

1 先ず、吾妻鏡記事①から検討する。

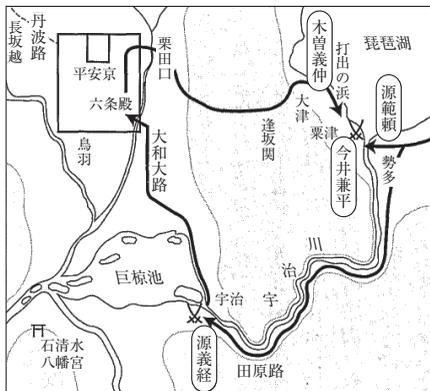
寿永3年1月20日に戦が在った事は諸書の証言が一致する。又、鎌倉方が宇治・勢多に軍を分けた事も、玉葉^寿_{3.1.20}条・皇代暦⁽¹⁰⁾開日・愚管抄の証言と矛盾しない。範頼の率いる大手が勢多で戦闘する間に、義経率いる

擲手は、宇治で渡河して大和大路を北進して義仲を衝き、追われた義仲は粟津で討たれた [図 1]。入京した東国軍の主力は義経の率いる隊であって、範頼軍の一部は入京したが、其の外は近江に留まった^{愚昧記 寿永3.1.21条}。全軍が入京しなかったのは、寿永2年の東国飢饉に因り、京都で大軍を養うべき兵糧を確保出来ない状況では、なまじいに入京しては狼藉を齎すだけだと危惧したからであろう [菊池 H17:58, 菱沼 H17:53-54]。

入京の主力が義経の隊であったのみならず、入京後の院御所の警護・院との交渉も、矢張り主として義経が行った。その為、京都の公家の日記に登場する東国軍は、義経と其の麾下が殆どで、東国軍のもう1人の大將軍である範頼軍の動向は、公家日記、乃至は公家日記を基にした年代記からは、十分に明らかにする事が出来ない。其の様な史料状況が義仲没落から一谷の合戦に至るまで続く [菊池 H17:60-62]；吾妻鏡の記述では、①をはじめとして、此時期の京都に於いて義経と範頼とが常に横並びで登場するが、それは事実ではない様だ [佐々木 H17: 6, H18:

11]；吾妻鏡記事①に就いて言えば、後白河院の御所に義経と範頼とが御家人を先導して参った事になっているが、実際には御家人を先導して院参したのは義経だけであつたらしい⁽¹¹⁾。院参に就いては、平家物語諸本にも記述があるが、矢張り其処でも義経のみが御家人を率いており、範頼は登場しない。

図 1 [菱沼 H17:50 図 5]



- (10) 同書は平家物語諸本とは系統を異にする情報源である [佐々木 H17]。
- (11) 義経の主たる役割は朝廷との交渉であり、範頼の主たる役割は軍の統率であった。両者の役割分担は、鎌倉を出る以前から決められていた [菱沼 [H15]H23]。その為、京都では義経が目立ち、範頼は目立たなかった。

2 さて、寿永3年1月20日に、渋谷氏は何処で何をしていたのであろうか？

吾妻鏡記事①に於ける院参の御家人の中には、確かに渋谷重国の名が見える。然し乍ら、ここでは、平家物語諸本と吾妻鏡との間で出入りがある(表1)。

表1 平家物語諸本・吾妻鏡に於ける院参者対照表

延慶本・長門本	畠山重忠 河越重頼 渋谷重国 梶原景季 佐々木高綱
盛衰記	畠山重忠 渋谷重助 河越重頼 河越茂房 梶原景季 佐々木高綱
四部合戦状本	河越重房 梶原景季 渋谷重助 佐々木高綱
鬪諍録	畠山重忠 河越重房 梶原景季 渋谷重助 佐々木高綱
南都本	河越重頼 畠山重忠 梶原景季 渋谷重助 佐々木高綱
覚一本	安田義定 畠山重忠 梶原景季 佐々木高綱 渋谷重資
中院本	佐々木高綱 畠山重忠 河越重房 梶原景季 渋谷重助
吾妻鏡	河越重頼 河越重房 佐々木高綱 畠山重忠 渋谷重国 梶原景季

※異同が問題となる人名を太字で示す。

※義経以外に5人(義経を含めて6人)参上したとする点は諸本同様だが、盛衰記は6人を挙げる。河越重頼・重房父子の記載の混乱か。逆に四部合戦状本は4人しか挙げないが、畠山重忠の脱落か。[延慶本全注釈9巻:171(表を含む)]

安田義定が登場する覚一本以外の諸本の異同の原因に就いては、佐々木紀一の研究がある[佐々木 H18:6-7]:それに依れば、諸本の原型では、名乗は、四部合戦状本や盛衰記の如く、

○○国住人、××子息△△

なる形式で5人分あった。又、その順番も、本来は、武蔵、相模、近江であった。即ち、盛衰記と四部合戦状本との文言を借りて原型を復原するならば(装束・生年記述は省略する)、以下の様になる：

吾妻鏡の渋谷氏記事に就いて

- #一人、武蔵国住人、秩父末流畠山庄司重能子息次郎重忠
- 一人、同国住人、河越太郎重頼子息小太郎重房
- 一人、相模国住人、梶原平三景時嫡子源太景季
- 一人、同国住人、渋谷三郎庄司重国子息馬允重助
- 一人、近江国住人、佐々木源三秀義子息四郎高綱#

この復原案に依って考えれば、院参の直前に、「源九郎義経・梶原平三景時・渋谷の庄司重国已下十一騎」^{梶原}、乃至は「源九郎義経・梶原平三景時・渋谷庄司重国・佐々木四郎高綱等十一騎」^{義経}等と、義経勢を11騎とする記述があるのも難なく解釈出来る：11騎記述に於ける「人名と合計は、父の名を挙げた交名に一致する」(∵父子2名×5家+1〔義経〕=11騎)のである [佐々木 H18:7].

従って、平家物語(原型)に従うならば、渋谷氏の院参者は、重国ではなく、其の5男の重助(重資)であった。奉行人日記を原拠とする吾妻鏡の記事からも重助が義経軍に属した事が知られる^{「判官殿御入京之時又前参」(註)}から、其の院参も事実であろう。重助は、対義仲戦の後も義経の手に属し^{大夫尉義経畏申記(檢非違使管人の日記に拠る故実書)}、「どうみても義経の家臣となっていた」[福島 H11:126]。平家物語諸本では、宇治川合戦の際、橋板の外された宇治橋の橋桁を渡った人数の中に重助の名がある^{延慶本・盛衰記・四部合戦状本・關評録}。其の後の対平家戦に於いても、重助は、父・重国や兄・高重とは離れて独り義経に従い^{「延慶本一之著」(註)}、そして義経の没落と共に歴史の表舞台から姿を消す⁽¹²⁾。

それでは重国は何うしていたのだろうか？

重国は、平家物語諸本では、六条河原合戦の場面で、畠山重忠(500余騎)、河越重房(300余騎)、佐々木高綱(200余騎)、梶原景時(300余騎)等と

(12) 但し、真字本曾我物語では、建久4年の富士の巻狩に重助が参加している。「これが事実だとすると、重資はある時点で義経のもとを離れ、仕えるべき鎌倉の世界へ帰参していたことになる」[福島 H11:132].

並んで、200余騎の長として登場し延慶本・盛衰記・關評録
(關評録は人名のみ)、大名の武士団の長に相応しく、隨兵を指揮して義仲勢の包圍殲滅を図っている「重国が隨兵おしかこみてひまを評ひ。つめよせて、をりかけをりかけ戦ふ」延慶本
卷5本、盛衰記類同。上記の六条河原合戦の部隊指揮官の内、公家日記等で入京を確認し得るのは梶原景時1人のみだが「東軍一番手。九郎軍兵カチ波羅平三云々」玉葉
寿永3.1.20条、渋谷重国も平家物語諸本の証言の如く、入京して何等可笑しくはない。

以上の検討から、対義仲戦の際には、渋谷重国・重助の両名が義経の手に属して京に入り、重助は院参もした事は確からしく思う。

第2節 樋口兼光の捕捉

第2節では、吾妻鏡記事②に就いて検討する。

義経と義仲とが京都で戦っていた頃、義仲の郎等樋口兼光は其の場になかった；何故ならば、樋口は、源行家・石川義兼ら反義仲勢力⁽¹³⁾を討つべく、義仲の命に依って、寿永3年1月17日に京都を発ち、河内⁽¹⁴⁾に在陣していたからである〔川合 H12, 堀内 H20:31-32〕。急を聞いた樋口が京都に戻った頃には已に勝負は決しており、已む無く樋口は義経軍の虜となった。そして、大路を渡された義仲と其の郎等の首とに伴い、生身でありながら大路を渡された後、斬首された：以上の概略は事実として疑い無い。

公家日記及び公家日記に基づく年代記に依れば、大路渡は寿永3年1月26日に行われた^③。師守記 貞治2.2.6-7条紙背文書「被渡賊首儀事」〔佐々木 H17:5〕。樋口の処刑日に就いては、年代記の証言が無く、平家物語諸本では、寿永3年1月25日覚一本、
中院本、26日關評
録、27日延慶本・長門本・盛衰
記・四部合戦状本等とするので、26日か27日かが本当の処刑日であろう⁽¹⁵⁾。

(13) 行家は、寿永2年8月頃から義仲と悪しかった〔長村 H23:33〕。

(14) 皇代曆(歴代皇記)・皇帝記抄は和泉とする；行家が「日來横行和泉・河内邊」(吾妻鏡 文治2.5.25条)していた為に誤ったのであろうか。

吾妻鏡の渋谷氏記事に就いて

大路渡では、義経が検非違使に、義仲主従の首と樋口の身柄とを引渡した^③。百練抄、皇代曆(歴代皇記)。従って、樋口の処刑は、検非違使の配下が担ったと考えられる。

- (15) 1 樋口の処刑を寿永3年1月26/27日であろう、とする本文の推定を覆すかに見える史料が在るので検討しておく。

寿永三年正月廿日巳刻、九郎〔頼朝舎弟云々〕於宇治合戦、方等三郎先生〔義広、為義子也〕無程被打落畢、即九郎先陣懸入京中於六条川原、始義仲聞之、郎等楯行綱雖向戦、無程被打落了、義仲向大津手字今井方、雖落加今井、九郎手猶自京追責、終義仲并今井打取斬首了、大津方東国手蒲冠者・甲斐武田一族也、雖有海向、未打入之間、九郎手如高名也、義仲為宗郎等・根井行親等於京被打了、又樋口兼光為追掃備前守行家、遣和泉之間、備前守散々被打、蒙疵云々、郎従等多被打取了、纔存命、同二月十日入京、於七条朱雀迎合戦、逃入鞍馬山、後被捕了、信乃高梨又於清水被捕被切首、同廿六日九郎沙汰、義仲并高梨・根井・今井頸四渡京中、樋口生身渡之、凡義仲日来無支度、每事越度、且相待平氏之間、如此被打了、其勢無幾、勝劣可然事云々、是偏蒙天責也、後日樋口被切首畢。(皇代曆〔佐々木 H17: 3〕亀甲内は割注)

この皇代曆の記事の傍線部は、樋口兼光が2月10日に入京し、戦い、そして鞍馬で捉えられたかに読める。公家日記や他の年代記、更には平家物語諸本と比べても、日付が大きくずれているため、皇代曆の上記日条を校訂された佐々木教授は、此の日付記載を端的に誤りとされた〔佐々木 H17: 4〕。実際、佐々木教授も指摘される通り、皇代曆を簡略化した皇帝紀抄は、当該箇所を、「同郎従樋口二郎兼光、為追討行家遣和泉国之間、廿日入洛、於七条朱雀合戦、逃龍鞍馬寺山、後日捕之、生虜渡大路之後斬首」と整理している。「二月十日」は実は「二十日」であった、と言う推論であろうか。

2 しかし、皇代曆は、その冒頭で、「寿永三年正月廿日」と書いているのだから、同じ日付を2度も書く必要は無いし、仮に書いたとしても、「二十日」ではなく、「廿日」に作るべきではなかろうか？

第3節 一谷合戦(寿永3年2月)

義仲を斃した東国軍は、続いて一谷合戦で平家を破り、都に凱旋す

思うに、此の部分は源行家に就いての注釈が本文に讒入したものであろう。他にも注釈の讒入は存在すると思われるので、以下に復原の私案を示した。【 】内は想定される讒入である。

寿永三年正月廿日巳刻、九郎〔頼朝舎弟云々〕於宇治合戦、方等三郎先生〔義広、為義子也〕無程被打落畢、即九郎先陣懸入京中於六条川原、始義仲間之、郎等楯行綱雖向戦、無程被打落了、義仲向大津手字今井方、雖落加今井、九郎手猶自京追責、終義仲并今井打取斬首了。

【大津方東国手蒲冠者・甲斐武田一族也】

雖有海向、未打入之間、九郎手如高名也、義仲為宗郎等、根井行親等於京被打了、又樋口兼光、

【為追掃備前守行家、遣和泉之間、備前守数々被打、蒙疵云々、郎従等多被打取了、纔存命、同二月十日入京】

於七条朱雀辺合戦、逃入鞍馬山、後被捕了、信乃高梨又於清水被捕被切首、同廿六日九郎沙汰、義仲并高梨・根井・今井頸四渡京中、樋口生身渡之、凡義仲日来無支度、每事越度、且相待平氏之間、如此被打了、其勢無幾、勝劣可然事云々、是偏蒙天責也、後日樋口被切首畢、

3 樋口兼光と戦い一敗地に塗れた、源行家の入京に就いては、玉葉寿永3.2.3条に、

法印(徳円)被来、今日(行イ)家入洛、其勢僅(セイ)八十騎云々、依院召也、頼朝又免勘気云々。

とある。行家が惨敗し、郎従を多く失った事に着目する辺りは、皇代暦と玉葉とでは共通しているから、両者は、源は寿永年頃の京都で話題になった行家情報に溯るのではないか。

4 何れにせよ、樋口兼光の捕捉は、寿永3年1月26/27日であって、2月10日ではない、点は動かないであろう。

吾妻鏡の渋谷氏記事に就いて

る。しかし、一谷合戦に於ける渋谷氏の動向は吾妻鏡からは窺えない。他方、平家物語では、合戦に先立つ三草勢揃に於いて、重国と重助とが大手の範頼軍に参加した^{延慶本、長門本、關靜録}、乃至は重資のみが搦手の義経軍中に在った^{唐郡}とする。

平家物語諸本の何れが正しく事実を伝えているかは、私には判断出来ない。しかし、対義仲戦の為に西進した渋谷氏が、所属部隊は何処であれ、一谷合戦に参加していた事は間違い無かろう；公家日記に依れば、追討使は寿永3年1月26日から戦地に向い初め、29日には全ての部隊が京都から出尽した^{「西国事、被遣追討使事一定也、今日已下向去廿六日出門。」云々 玉葉 寿永3.1.29条}、京都の官人の日記、乃至は京都在住者からの報告書に基づく、吾妻鏡記事⑥も、追討使が義経1人ではなくて義経と範頼との2人である事を強調する⁽¹⁶⁾外は、玉葉と同じく、追討使は「悉く出京した、と述べている。従って、当然の事ながら、渋谷氏の面々も亦た、寿永3年1月29日迄には出京した筈である。

第4節 対平家戦(寿永3年～元暦2年)

1 寿永3年2月9日、合戦を終えた範頼・義経は京都に戻る。範頼は程なくして鎌倉へ戻るが、平家の大規模な攻勢を受けて、同年^{4月16日に改元して元暦元年}8月8日、東国軍の将として、再び鎌倉を出て西国に向った。以後、範頼と其の麾下の武士達は、西海を転戦し、九州の平家方討滅に力めた。義経の率いる後発の別動軍が、元暦2年3月24日、壇ノ浦で平家を亡ぼした後も、範頼軍は北部九州に留まり、平家与党の探索と、その所領の接収とを行った。一聯の戦後処理の後、範頼は、同年9月^{8月14日に改元して文治元年}半ばに九州を発ち、10月終に鎌倉に着いた [菱沼 H27]。

平家物語の中には、渡辺に勢揃いした義経の軍に渋谷重国・重助父子

(16) 吾妻鏡記事⑥の「關東兩將」は吾妻鏡編者の作為である；是れは年代記の記述（「爲討平氏，九郎義経下向西國云々」百練抄 寿永3.1.29条）から判る。本文先述の通り、京都では範頼は影が薄かった。

を含ましめる本もあるが^{延慶本、四部倉、盛衰記}、奉行人日記に拠った吾妻鏡^{吾妻鏡記事⑦⑧⑩⑫}の方が信頼出来る：その吾妻鏡に依れば、渋谷重国は一貫して範頼の手に属していた事、又、重国には嫡子高重が同行した事、が知られる。

之に対し、重助は義経の手に属していた[福島 H11:126-129]。但し、義経軍に於ける重助の働き如何を知る手掛かりは無い。他方、重国(及び高重)の働きは吾妻鏡の記事から知る事が出来る。

2 吾妻鏡記事⑧に依れば、重国は、豊後に一番駆し、更に平家方の原田種直父子を討った。此報せは、使者に依って1ヶ月後の3月1日に鎌倉に齎され、奉行人の日記に書き留められた^{吾妻鏡記事⑨⑩}。約2ヶ月後の5月5日、範頼に対する戦後処理の指示と併せて、頼朝が態々重国の功績を褒めているから^{吾妻鏡記事⑪}、此の時点では重国に多大な恩賞給付が約束されていた。

しかし、重国は功績を帳消しにするだけの過ちを犯していた：彼は九州に於ける範頼の戦後処理への協力を抛棄して勝手に帰国してしまったのである。折悪しく、4月半ばには、重国5男の重助が任官したまゝ、鎌倉に帰ってこない事が問題になっていた^{吾妻鏡記事⑫}。5月8日に開かれた政所の会議では、九州戦後処理方針7ヶ条が決められたが^{吾妻鏡記事⑬}、重国の功過も同時に定まったらしく⁽¹⁷⁾、翌5月9日、恩賞無し^{吾妻鏡記事⑭}の回答が重国に与えられた^{吾妻鏡記事⑮}。この当時、御家人は敵方所領を軍事占領した場合、その御家人は当該所領の支配を其の儘みとめられるのが常であった[川合 [S 61] H16] から、重国も本当であれば原田氏の一恐らくは自ら占領していた筈の一旧領を恩賞として得べかりし処、その所領は他の御家人達に配分されてしまった^{同上}。

(17) 此時、会議の資料として吾妻鏡記事⑫所引の頼朝書状が用いられた；是れは、吾妻鏡記事⑬の傍線部が吾妻鏡記事⑫の傍線部の言い換えに過ぎない事から判る。

吾妻鏡の渋谷氏記事に就いて

第5節 吾妻鏡 寿永3.2.2条の特異性

第1款 事実との齟齬

以上、渋谷氏関係の吾妻鏡記事を夫々の原拠を基準に分類し、その上で源平合戦に於ける渋谷氏の動向を明らかにした。

しかし、吾妻鏡記事の中には、その内容的が些か特異な為、敢て今まで取り上げなかったものが残っている。それが以下に掲げる寿永3.2.2条(史料B)である。

史料B 辛酉、樋口次郎兼光梟首、澁谷庄司重國奉之、仰郎従平太男、而斬損之間、子息澁谷次郎高重斬之。但去月廿日合戦之時依被疵、爲片手打²⁸。此兼光者、与武藏国兒玉之輩、爲親昵之間、彼等募勳功之賞、可賜兼光命之旨、申請之處、源九郎主雖被奏聞事由、依罪科不輕、遂以無有免許²⁹。(寿永3.2.2条)

[参考]樋口次郎兼光が梟首された。渋谷庄司重國がこの命を受けて、郎従の平太に斬首の役を命じた。しかし、斬り損じたため、子息の渋谷次郎高重が(兼光を)斬った。ただし高重は正月20日の合戦の時に負傷していたので、片手で首を打ったという。この兼光は、武藏国兒玉党の人々と親しい間柄であったため、彼らは自分たちの勳功の賞として、兼光の命を助けて欲しいと申し出ていることから、源九郎(義経)主がこの事情を朝廷に奏聞されたのであるが、兼光の罪科は軽くはないとされ、結局、許されることはなかったという。[『現代語訳吾妻鏡』2巻:8]

史料Bは、渋谷重國が樋口兼光処刑の命令を受け、最終的には子息の高重が樋口を斬った、そして其れは2月2日の出来事であった、と言う。しかし、この証言は事実ではない。不審点は以下の通り：

(1) 2月2日の処刑？

樋口処刑は寿永3年1月26/27日であるべき処、史料Bでは2月2日とする⁽¹⁸⁾。

(2) 渋谷氏に依る処刑？

樋口は1月26日に検非違使の手に渡され、検非違使が禁獄していた。この経緯に鑑みれば、囚人兼光の処刑を行うべき者は、検非違使であり義経麾下の渋谷氏ではあり得ない。

検非違使が義経に処刑執行を頼み、義経が渋谷氏に処刑を命じたと想像する事も出来るが、その場合、義経の軍は寿永3年1月26日から29日に掛けて京都を発っているから、義経は囚人樋口を態々戦地近くまで連行した上で処刑させた事になる。しかし、其の様な面倒を敢てする理由は無い様に思う。

第2款 原拠史料は何か？

それでは、何に拠って、吾妻鏡編者は史料Bの特異な記述を成したのであろうか？

第1に、高重流の家伝に拠った可能性は低い；何故ならば、①高重流家伝の記述形式上の特徴である、御恩と奉公との対応は、史料Bには見えないからである。抑も、②囚人の処刑が軍功となる等と云う話は聞かない。

第2に、合戦記や合戦記を利用した奉行人日記に拠った可能性も亦た低い；合戦記や奉行人日記には、後日の戦功行賞に備えんが為、精確な事実を記さねばならないが、史料Bの語る内容は、全ての要素で事実とは懸け離れている。

第3に、平家物語の1本に拠った可能性が考えられる。但し、現存する平家物語諸本には、史料Bの如きEp^{エピソード}は見えない。

(18) 寿永3年2月2日の干支は辛酉であり、史料Bも確かに辛酉である。故に、吾妻鏡編者に依る切貼りの誤謬の可能性は排除される。

吾妻鏡の渋谷氏記事に就いて

第4に、以上3種以外に拠った可能性が考えられる：是れは、平田博士[平田 H2:1425]、佐々木教授[佐々木 H18:13]の説であり、夫々、平家物語とは異なる「他の史料」「別な史料・伝承」に拠った可能性を想定される。

可能性が在るのは、第3と第4との場合だが、結論を先取りすると、私は第3の可能性、乃至は其の亜種を想定している：即ち、或る種の平家物語とMatを共有する平家物語、乃至は伝承が、史料Bの原拠史料だったのではないかと私は考えている。此の想定の論証を以下で行う。

第3章 源平闘諍録巻8上の独自記事に就いて

第1節 樋口兼光投降の周辺

第1款 千野兄弟と庄兄弟と

1 読み本系・語り本系を問わず、平家物語諸本には、信濃国住人千野太郎・七郎兄弟のEpを載せる：読み本系の盛衰記^(茅野)では、兄弟は樋口兼光の手に属し、「鼻ヲ並テ」東国軍と戦い、終に討死する。

之に対し、盛衰記以外の読み本系諸本・語り本系諸本では、兄の太郎が樋口の手、弟の七郎が一条忠頼(東国方の武田源氏、対義仲戦で義経と共闘)の手に属し、兄弟が敵味方に分れる。そして、義仲側の敗北を悟った兄の太郎は、己が立派に討死した事を故郷の子息達に伝えて貰うべく、弟七郎の属する一条軍を索め出し、そこで奮戦して死ぬ。

2 読み本系の延慶本、長門本(延慶本の兄弟本)、及び闘諍録では、以上の千野兄弟Epの前に、もう1組の兄弟が出て来る：それが、児玉党の一員、武蔵国住人の庄兄弟(庄三郎忠家・四郎高家)である。

庄兄弟Epでは、兄の三郎が東国軍に、弟の四郎が木曾軍に、夫々属

する。義仲が討たれた事を知った兄の三郎は、「最早義仲側に忠義を尽くすべき謂われは無い」として弟に投降を勧め、弟の四郎も一旦は兄の言葉に同意して降ろうとする。しかし、四郎は、「一旦は主人と仰いだ義仲が討たれた直後に自分が投降すれば、三郎が変節漢の兄として面目を失ってしまうだろう、寧ろ先陣を切って討死んで名を残せば兄の面目ともなろう」と思い直して投降を拒絶する。兄弟は共に両軍の先陣同士として組み合うが、最終的には、兄が弟を生捕る—是れが読み本系3本に共通する庄兄弟Epの粗筋である。

3 そして、樋口兼光の投降・捕捉のEpが、庄兄弟Ep・千野兄弟Epの後に(延慶本・長門本・鬮諍録)、又は、千野兄弟Epの後に(その他の諸本)、置かれる(表2)。樋口Epでは、児玉党と樋口とが舅賀の関係にあり、樋口は其の縁に頼って投降する。

猶、樋口Epに登場する児玉党は、庄氏に特定されていない。

表2 平家物語諸本の話の流れ

	写 本	助命	備 考
庄兄弟Ep	延慶本, 長門本, 鬮諍録	成功	庄氏は児玉党の構成員
千野兄弟Ep	諸本	失敗	
樋口兼光Ep	諸本	成功	児玉党と樋口兼光とは舅賀

第2款 延慶本・長門本と鬮諍録との関係

1 扱て、千野兄弟Epと庄兄弟Epとは、兄弟が敵味方に分かれて争い(盛衰記を除く)、一方では兄弟の片方がもう片方の助命に成功するが、他方では失敗する、と云う風に、その粗筋が互に呼応している(表2)から、両者の背後に、主従関係と兄弟関係との相剋と云う、共通テーマの存在を想定する事が出来る。

この様な共通論点が、庄兄弟Epと千野兄弟Epとを併せ持つ、読み本

系3本に認められる一方、その読み本系3本各々の庄兄弟E_pを比較すると、延慶本(長門本)⁽¹⁹⁾と關諍録との間に幾つかの注目すべき対立点が浮び上がる(表3)。

表3 庄兄弟E_p対照表

	延慶本卷5本	關諍録卷8上
①	<p>爰ニ、</p> <p>小玉党ニ、庄三郎、庄四郎トテ、 兄弟アリケリ。三郎ハ、九郎御曹 司ニ付奉リタリケリ。四郎ハ、木 曾殿ニアリケルガ、「樋口ガ手ニ 付テ上ル」ト聞ケレバ、</p>	<p>今日の討手の先陣は、相模国の住人 渋谷の庄司重国之を承りければ、渋 谷の子息共、吾も我もと勸む処に、 兎玉党に庄の三郎忠家、渋谷が為に は斂なりければ、先陣を乞ひ請けけ り。其の故は舍弟を助けん為になり。 舍弟庄の四郎高家は、木曾殿に 属き奉り、北陸道を打つて都に入り にけり。法住寺合戦の後も木曾殿に 付き奉り奉公仕りけるが、樋口の次 郎兼光に相ひ具し、河内国へ下り、 同じく都に入るべき由聞えければ、</p>
②	<p>兄ノ三郎、使者ヲ立テ、四郎ニ云 ケルハ、「誰ヲ誰トカ思奉ルベキ。 木曾殿被_レ打給ヌ。九郎御曹司へ 参り給ヘカシ。サルベクハ、其様 ヲ申上候ワム」ト、云ツカハシタ リケレバ、四郎申ケルハ、「兄弟 ノ習、今ニ不始事ニテ候ヘバ、悦 入テ承り候ヌ。善悪参候ベシ」ト ゾ返答シタリケル。兄三郎、「サ レバコソ」ト相待ケレドモ、ミヘ ザリケリ。重テ使ヲ遣ワシタリケ レバ、</p>	<p>庄の三郎兼て使ひを下して申しける は、「忠家、九郎御曹司に属き奉り て上洛す。木曾殿は朝敵と為て討た れたまひぬ。樋口の次郎今日又討た るべし。汝打ち死に為ては甘從。降 人に成つて参れよ。先陣は忠家之を 承る。鍬を脱いで弓を弛し、忠家 に向かひたらば、御曹司達に取り申 し、助けんずるぞ」と申したりけれ ば、一度は「然承りぬ」と申しけれ ども、遅かりければ、重ねて使ひを 走らし、「何と遅くは参るぞ。只今 討手の近づくに」と申しければ、</p>
③	<p>四郎申ケルハ、「誠ニ、両度ノ御</p>	<p>庄の四郎申しけるは、「先には参る</p>

(19) 延慶本と長門本とは祖本を同じうし、此の部分でも本文は類同で、行論に有意な差異は無いので、以下では2本を延慶本で以て代表させる。

<p>使、可然候。尤可参ニテコソ候ヘドモ、且ハ御辺ノ御為ニモ面目ナキ御事ナリ。弓矢ヲ取習、二心アルヲシテ今生ノ恥トス。昨日マデハ、木曾殿ノ御恩ヲ蒙テ、二ナキ命ヲ奉ラムト思テ、今又、被_レ打給テ後、幾程ナキ命ヲタバワムトテ、本主ノ御敵、九郎御曹司ヘ参ラム事、口惜ク候ヘバ、御定、可然候ヘドモ、エコソ参候マジケレ。此御悦ニハ、マ先係^{カケ}テ打死シテ、名ヲ後代ニ上ゲ、三郎殿ノ面目ヲホドコシ奉ルベシ」ト申タリケレバ、三郎、力不及。</p>	<p>べき由申し候ひしかども、^{つらつら}情思へば、参るまじきにて候ふ。木曾殿を憑み奉り、一度に命を棄てなんずれば、返し取るべきにも候はず。善悪今日は御曹司にても渡らせ給へ、寄り合はせ奉らん」とて、真先に係けて馳せ向かふ。</p>
<p>④ サテハ、「四郎サル者ナレバ、『詞タガヘジ』トテ、マ先ニ出来ナムズ、人手ニハカクマジ、善悪打取テ、御曹司ノ見参ニ入ルベシ、弓矢取者ノシルシ是」、ト思テ待係タリ。</p>	<p>庄の三郎之を聞き、「何にも為て下奴を助けん。定めて先をぞ懸くらん。忠家寄り合ひて之に組みたらば、四郎は力劣りなれば、下にぞ成らんずらん。忠家上に成つて乗り居たらば、若党^{あまた}数寄つて、疵も付くるな、生取りに^せ為よ」とぞ下知しける。</p>
<p>⑤</p>	<p>然る程に、渋谷が子共、「吾等が無からんにこそ掣に先をば懸けめ」と各諍ひけれども、忠家は渋谷覚えの掣なりければ、赦しけるとぞ聞えし。</p>
<p>⑥ 如案、庄四郎打輪ノ旗指テ、マ先ニスミテ出来タリ。是ヲミテ、庄三郎、「アワヤ四郎ハ出来ルハ」トテ、トカウノ子細ニ不及、押並テ、クムテ落タリ。シバシハ、カラ[カ]ヒケルガ、兄弟同ホドノ力ニテ有ケル間、互ニヒクミテ、臥タリケルヲ、三郎ハ多勢ニテ有ケレバ、郎等アマタ落合テ、四郎ヲ手取ニ取テケリ。</p>	<p>然ても、庄の三郎^{うちわ}は打輪の旗を指して、真先懸^{をめ}けて謳いて懸く。庄の四郎同じく打輪の旗指して、真先懸^{しほ}けて出で来たる。両方共に且しも息まず、責め寄^{あれ}せる間、三段計りにて、庄の三郎「袷は四郎か、寄れ、組まん。」「然承^さり候ふ」とて、謳いて寄り合ひ、鎧^{よろい}の袖を引き違へて恨爾と組んで、鏖^あど落つ。上に成り下に成り組みける程に、四郎案の如</p>

		<p>く力劣りの者なれば下に成る。庄の三郎は大力なり、叱取つて抑へたり。約束したる若党共、吾も吾もと走り寄つて、手取り足取りして之を虜りにけり。庄の三郎、弟を生取つて打つ立つたり。</p>
<p>⑦</p>	<p>判官殿ニ進タリケレバ、「庄三郎神妙ニ仕リタリ。此勸賞ニハ四郎ガ命ヲ助ル也」ト宣ヒケレバ、四郎申ケルハ、「命ヲ給リ候忠ニハ、自今以後、軍ノ候ワムニハ、マ先係テ、君ニ命ヲ進スベシ」トゾ申タリケル。皆人、是ヲ感ジケリ。</p>	

2 上の表3に依りながら、延慶本と闘諍録との争点を、以下に列举する。

■ 争点Ⅰ《集団か、個人か》

延慶本では、庄兄弟の腕力は兄弟で優劣が無かった為、従えた郎等の多寡が勝負を決する(⑥—延慶本)。之に対し闘諍録(④⑥—闘諍録)では、「三郎は四郎を助けようとし、力が劣る四郎を自分が組み敷くので、傷つけずに生捕にするよう、若党に下知する」[延慶本全注釈:229]。即ち、闘諍録は、延慶本とは正反対に、郎党(若党)の多寡ではなく、個人としての兄の腕力の強さが勝負を決める。この様に、延慶本と闘諍録との間では、個人・集団の価値序列が明瞭に相違する。

■ 争点Ⅱ《主従か、姻族か》

争点Ⅰの存在は、上表3の左右の文を対照すれば一目瞭然であった。之に対し、争点Ⅱは、文言上の対照が明かではない、ヨリ隠微な対立である。

延慶本(③④—延慶本)では、殊更に武士の「面目」が重んぜられる；武士の「面目」とは、主君に対する捨身忠勤を意味し、戦場に於ける先駆に端的に表れるものとされている。「面目」を重んずる武士である四郎は兄の投降勧告を断って先駆して死なんと欲し(③—延慶本)、兄弟の「面目」を重んずる三郎は弟を自らの手に懸けんと欲した(④—延慶本)のである。

しかも延慶本は、⑥迄の記述とは系統を異にすると申しき史料から⑦を増補しているが⁽²⁰⁾。三郎の上記の如き行為に感じた義経に依って四郎が助命され、それに対して四郎が義経に捨身の「忠」を誓う、と云う此の部分の存在に依って、延慶本の庄兄弟Epは、武士の「面目」躍如の物語としての始終あるものとなっている⁽²¹⁾。

鬪諍録は、延慶本と基本的な筋書を共有しながらも、武士の「面目」への言及は延慶本ほどには明かではない：兄弟は「面目」を表立って云々

(20) 延慶本の特義仲戦記述に於ける義経の通常と呼称は、「九郎義経」「義経」である。之に対して、⑦—延慶本では「判官殿」とする。義経の判官(檢非違使左衛門少尉)への補任は、延慶本では寿永3年9月27日であるから、此の時点で判官を称する⑦は、時系列の矛盾を犯している。

外にも、例えば、義仲の死を嘲笑する落首、「信濃ナル木曾ノ御料ニ汁懸テ只一口ニ九郎義経」(盛衰記卷35, 四部合戦状本卷9)を、「宇治川ノ水ツケニシテカキワタル木曾ノ御レウハ九郎判官」に作る箇所が延慶本には在る。

此等の物語内的矛盾の存在は、「『平家物語』は義経の事跡の記録や、ある程度広まっていたと思われる義経、家来、妻妾等に関する逸話・伝承から、平家一門の滅亡に関わる範囲内で拾い上げを基本的な姿勢としつつも、諸本形成の様々な段階では、それぞれ独自に関心を寄せ、増補や改編の手を加えていった」(項目「源義経」〔櫻井陽子稿〕平家物語大事典)為に生じたものと考えられている。

(21) その結果、即ち郎等の多さ(四郎助命の直接的な原因)は、物語の中で浮いている。

しないし(③—鬪諍録), 三郎は当初から四郎を生捕りにする積もりであって(④—鬪諍録), 討取って「面目」を施そうとは考えない. 話の最後に四郎が忠誠を誓うと云った増補も為されず, 物語は兄弟の力比べに結局する.

寧ろ鬪諍録の眼目は, 四郎助命の背後にある姻族関係を特筆する事にあった; 鬪諍録は, 庄兄弟Epの冒頭で, 庄三郎は渋谷重国の掣であった(①—鬪諍録), とし, 以下の庄兄弟Epも, 義経軍の先陣であった渋谷庄司重国の掣だった庄三郎が, 弟を助けるために, 渋谷の息子達を差し置いて先陣を請い受けた話[延慶本全注釈:228]として構成する(表4).

渋谷重国と庄三郎とは, 実際には舅と掣とはなかったらしい; 現存する渋谷氏系図にも庄氏系図にも其の様な関係は見えないのみならず, 鬪諍録以外の平家物語諸本にも, 渋谷重国が入京義経軍の先陣である事は見えず, 庄と渋谷の婚姻関係の記述もない. 鬪諍録注釈は, 両者の姻族関係を, 庄兄弟Epの後に置かれた樋口Epの姻族関係(児玉党と樋口)に引きずられた, 鬪諍録編者の創作に係るものと指摘する[鬪諍録注釈:372]が, 其の通りであろう.

何故に鬪諍録は渋谷重国を持って来たのか? それに対しては渋谷重国が姻族関係伝承の焦点であったからだ, と答える事が出来る; 頼朝挙兵時, 渋谷重国は佐々木秀義の舅であった. 渋谷と佐々木との姻族関係は鎌倉時代に入ってから更新され, 聽て両氏の関係は, 読み本系平家物

表4 延慶本(長門本)と鬪諍録との争点

		助命	争点 I	争点 II
延慶本(長門本)	庄兄弟Ep	成功	集団	主従
			⇕	⇕
源平鬪諍録			個人	姻族
その他諸本	千野兄弟Ep	失敗		

語諸本や吾妻鏡が、主従関係と姻族関係とに関する一聯の伝承群を練上げる際の好材料となった〔山口 H29〕。闘諍録編者も亦た、その様な伝承の場を共有していたのであろう。

斯くて姻族の繋がりを重視する闘諍録に於いては、庄四郎の助命も亦た、姻族の繋がりの御蔭となる：舅・渋谷重国が聳・庄三郎の希望を容れ、自らの息子達の先駆希望を却けた御蔭で、三郎と四郎とは戦場で相見え得て、是れが四郎の助命に繋がっている。

主従関係と姻族関係との対立が、読み本系平家物語諸本共通のMatの1つであった事は、先稿〔山口 H29〕で佐々木氏関係Epを解釈する為の前提として明らかにした所であるが、その通俗的Matは、庄兄弟Epの下にも敷かれていたのであった。

第3款 闘諍録内部の対立

第2款では、延慶本(長門本)と闘諍録との間に対立を探った。しかし、争点は、闘諍録の庄兄弟Ep内部にも織り込まれていた。

■ 争点Ⅲ《姻族か、血族か》

渋谷重国と庄三郎との間に姻族関係を設ける闘諍録には、重国の息子達も登場し、重国が聳と実子との何れを重視すべきかを繞る対立が明瞭に記されている(①⑤—闘諍録)。但し、闘諍録の庄兄弟Epに於いては、息子達の反撥は、物語の進行上、指したる役割を担っておらず、争点Ⅲの記述は蛇足とも言える。

第4款 3争点の相互関係

1 以上の3つの争点が組み合わさって、延慶本や闘諍録の庄兄弟Epが成り立っている訳であるが、それでは、其れ等は如何なる順番で組み

吾妻鏡の渋谷氏記事に就いて

上げられていったのか？

之に答える為に、私は、Epの中で浮いているもの、無くとも構わないもの、要するに、余計なものは何であるか、に着目した；何故ならば、各本の編者が進んで語ろうとしなかったにも拘らず残存しているものは、進んで語られたものよりも、物語のヨリ古い層に属すると考えられるからである。

2 庄兄弟Epの最古層に属するものは、争点I《集団か、個人か》であったように私は考えている；延慶本の編者の手許には、争点Iについて、集団の側に立つ伝承が在った、そして、その伝承を土台として、延慶本の編者は自らが関心を寄せる争点IIへの態度表明(主従優先)を為すべく改編を行った。延慶本編者が語りたかったのは、争点Iではなくて争点IIに就いてであったから、延慶本の庄兄弟Epでは、郎等の多さ云々は話の脇に追い遣られている。

鬪諍録の編者の手許には、争点Iについて、個人の側に立つ伝承が在った、しかし、延慶本の編者と同様に鬪諍録の編者の主たる関心は争点Iには無く、争点IIこそが彼の語りたいた所であった。そして、彼は、争点IIを姻族重視の観点から語る為に、渋谷氏関係の伝承を物語に取入れたが、その際に、渋谷氏関係の伝承に附着する形で争点IIIが鬪諍録の本文に取り込まれた、と考えられる；その所為で、鬪諍録の庄兄弟Epでは、息子達の反撥が話の展開に余り役立っていないのだろう。

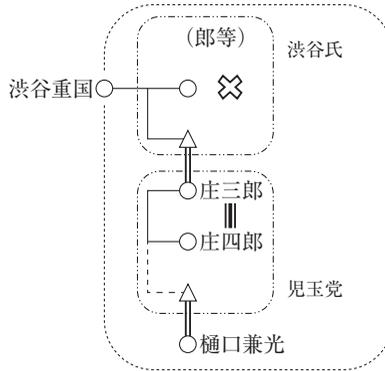
第2節 鬪諍録と吾妻鏡 寿永3.2.2条の原拠史料

第1款 鬪諍録の想定する親族関係

此迄の考察を踏まえ、鬪諍録が庄兄弟Ep・樋口Epで念頭に置いていたであろう登場人物の関係を、図2に纏めた。

この図2には、これも第3章で述べた、3つの対立に対する鬪諍録の

図2 闘諍録に於ける親族関係



態度を書き込んである。

- (1)争点Ⅰに就いては、個人重視の側に立ち、各々の武士を、郎等を率いる集団の家長としての側面よりも、寧ろ個々の戦闘者としての能力に着目する(≡)。
- (2)争点Ⅱに就いては、姻族重視の側に立つ(≡)。
- (3)争点Ⅲに就いても、姻族重視の側に立つ(≡)。

第2款 吾妻鏡 寿永3.2.2条の構造

闘諍録では、渋谷重国と庄三郎との間に姻族関係が設定された結果、血族・姻族の繋がりを辿れば、渋谷重国を起点として樋口兼光まで至り得る様になっている(図2の最外周点線)。

そして、私は、闘諍録の想定する此の様な親族関係と3つの対立点とが、吾妻鏡 寿永3.2.2条(史料B)の下にも敷かれている、と推定する。何故ならば、その様に想定すれば、史料Bに現れる、渋谷重国と樋口兼光との唐突な繋がりを説明出来るのみならず、樋口処刑に関する記述の細部が史料Bの様になっている理由をも説明出来るからである(図3)。

第3款 史料Bの原拠史料と其の周辺

要するに、鬨諍録が、親族、就中姻族を媒介にした影響圏を肯定的に捉えていたのに対し、史料Bの原拠史料は、鬨諍録とは正反対に、家の息子が家長の影響圏を脱して自立する話を編み上げていた、のである。

鬨諍録と史料B及び其の原拠史料との間に存在する基本的な志向の相違は、読み本系平家物語に於ける、以下に引用した石橋山合戦の一場面に於いても見出す事が出来る。

佐奈多が郎等文三家安、歩ませ出でて申しけるは、「東八ヶ国の殿原、誰人か君の御家人ならぬや。明日は恥づかしからむずるに、矢一つも射ぬさきに、甲をぬぎて御方へ参れや」と申しければ、洪屋庄司重国、「かく申すは誰人の詞ぞや。家安が申すにや。あたら詞かな。主にはいはせて、人々しく又郎等の」と云ひければ、家安重ねて申しけるは、「人の郎等は人ならぬか。二人の主にあはず、他人の門へ足ふみ入れず。わ殿原こそ現の人よ。秩父の末葉とて口は聞き給へども、一方の大將軍をもせで、大庭三郎が尻舞して迷ひ行くめり。吉き人のきたなき振舞するをぞ人とはいはぬ。矢一筋奉らむ」とて、鶴の白白、黒塗の十三束を吉くひきて射たりければ、甲の手崎に立ちにけり。其の時、敵も御方も、一同にはとぞ咲ひける。(延慶本巻2末〔長門本巻10同、盛衰記巻20類同、鬨諍録欠巻])

佐奈田与一(頼朝方)の郎等家安と、此の頃は平家方だった洪谷重国との、この言葉戦い描写では、忠義の家臣(家安)と不忠義の家長(重国)との対比が明確に打ち出されている。平家物語諸本に於ける洪谷重国は、姻族の關係の焦点であり、その繋がりの保護者として描かれるが〔山口H29〕、裏を返せば、被保護者に対しては抑圧的な家長でもある。そして、その家長の抑圧からの解放者は、此処でも、「君」、即ち主人であった。

第4章 吾妻鏡の選択

史料Bの原拠史料の探究は第3章で終えた。本章では、史料Bの原拠史料を吾妻鏡編者が如何にして料理したかを検討する。

吾妻鏡の渋谷氏記事に就いて

第1節 姻族関係記述の臙化

吾妻鏡編者は、原拠史料には存在したのであろう、姻族関係(聳舅)の記述を臙化した。此事に就いては先稿 [山口 H29] で論じ、又、本稿の冒頭でも要約して述べたので、此処では再論しない。

第2節 戦争の為に

1 吾妻鏡編者は、姻族関係記述を臙化した一方で、主従関係を利用して家人が家長の支配から解放される、と云う、当時の御家人の家内秩序に鑑みれば胡乱とも言うべき筋は、之を保った。それでは、何故そうしたのか？

結論を先取りすれば、家長支配からの家人の解放は、戦場に於いて発揮される限りは、ヨリ大きな戦闘力を鎌倉幕府に与えるからであろうと推測される。

2 盛衰記の小坪合戦の記事に、以下のような一節が在る。

本田・半沢左右ニス、ム。名乗ケルハ、「同流ノ高望王ノ後胤秩父十郎重弘ガ三代ノ孫畠山庄司次郎重忠、童名氏王、同年十七歳、^{いくさ}軍ハ今日^{はじめ}ゾ始。高名シタリト^{のし}荀^{義繁}ル和田小次郎ニ見参セン」トテ進出。本田次郎、中ニ隔リテクツバミ押ヘ云ケルハ、「命ヲ捨ルモ由ニヨル。宿世親子ノ敵ニ非ズ、只平家ニ聞エン計、一問ニコソ侍レ。就中三浦ハ上下皆一門也。秀ヲ大将トシ、成後ヲ郎等・乗替ニ仕フ。サレバ一人当千ノ兵ニテ、親死子死ドモ是ヲ顧ズ、乗越々々面ヲ振ズ、後ヲ見セジト名ヲ惜ム。御方ノ勢ト申ハ党ノ驅武者、一人死スレバ、其親シキ者共ヨキ事ニ付^{つけ}トテ引ツレ、落レバ、如何ナル大事アリ共君ノ御命ニ替ル者候ハジ。^(権沢)成清・^(本田)近恒ゾ矢サキニモ塞ルベケレ共、^{おほやけいくさ}是ハ公軍ナリ。只引返シ給ヘ」ト云ケレ共、小次郎ニ組デ死ナントテ打寄ケレバ、和田ハ度々ノ軍ニ身ヲタメシタル武者ニテ、^{こころざし}畠山矢ゴロニナラバ唯一矢ニト志、^{あひまつ}中差取テ番相待。[盛衰記巻21]

盛衰記は、親が死んでも子は戦い、子が死んでも親は戦い続ける事が東国武士の戦闘法だ、と述べ⁽²²⁾、その様な戦い方が出来るのは、「一門」なるが故だ、と言う；武士団が戦闘隊形を編制するに当たって、平時の家の在り方を一旦解消した後に設けられる、郎等を含む擬制的親族集団が「一門」であり、其処では、能力主義に基づき、戦闘能力の高い者を「大将」に、低い者を「郎等・乗合」とする指揮命令秩序が作られ、それに従って各員が戦闘する。「一門」に属する武士は、平時の家に纏わる有象無象の関係を顧慮せずに戦闘に集中出来る。

「一門」と対置される軍事編制が「党」である。「党」は平時の親族関係を其のまゝ、戦場に持ち込む為、其処に属する武士は平時の関係を気遣いながら戦わざるを得ず、従って、その戦闘能力も「一門」に比べて劣らざるを得ない。

それ故に、従者が「一門」に編制されていた方が、戦闘と云う奉仕を受ける主君には都合が好いのである⁽²³⁾。

(22) 小坪合戦に続く衣笠合戦の記述でも、盛衰記は、三浦義明に「板東武者ノ習トシテ、父死レ共子顧ズ、子討レドモ親^{しりぞか}、乗越々々敵ニ組テ勝負スルコソ軍ノ法ヨ」(盛衰記巻22)と言わせている。

(23) I 尤も、全ての従者を「一門」に編制する事は、現実的には不可能であつたろう；何故ならば、小規模武士団には、能力別分業を行う丈の人手が足りないからである。彼等は選択の余地無く「党」として戦わざるを得ない。「一門」は、大規模武士団にのみ許される編制なのである。

そこで鎌倉幕府では、戦場に於いては、御家人の「一門」化に代えて、「父子相並」んで「奔命」る事が推奨された。

二品着御于下野國古多橋驛。先御奉幣宇津宮、有御立願。今度無爲令征伐者、生虜一人可奉于神職^み。則令奉御上箭給。其後入御御宿、于時小山下野大掾政光入道献駄餉。此間着紺直垂上下者候御前。而政光、何者哉之由尋申之。仰曰、彼者本朝無双勇士熊谷小次郎直家也^み。朝光申云、何事無双号候哉^み。仰云、平氏追討之間、於一谷已下戰場、

父子相並欲弃命、及度々之故也^三。政光頗笑、爲君弃命之條、勇士之所志也。争限直家哉。但如此輩者、依無顧眄之郎從、直勳勳功、揚其号歟。如政光者、只遣郎從等、抽忠許也。所詮於今度者、自遂合戰、可蒙無双之御旨之由、下知于子息朝政、宗政、朝光、并猶子頼綱等。二品入興給^三。(文治5.7.25条)。

[参考]二品(源頼朝)が下野国古多橋の駅に到着された。まず宇津宮社に奉幣され、祈願された。「今回無事に(奥州を)征伐できれば、捕虜一人を神戦に進めます」。そして上矢を奉納された。その後、宿に入られた。この時、小山下野大掾政光入道が食事を献上した。この間、紺の直垂の上下を着た者が(頼朝の)御前に伺候していた。そこで政光が「何者でしょうか。」と尋ね申すと、(頼朝は)「彼は本朝無双の勇士の熊谷小次郎直家である。」と仰った。(小山)朝光が、「どのような理由で『無双』と称されるのでしょうか。」と申し上げた。(頼朝が)「平氏追討の時、一谷をはじめとする戦場において、父(直実)と共に命を懸けて戦ったことが度々あったからである。」と仰った。政光は大いに笑って言った。「君のために命を捨てるのは勇士が志すところです。どうして直家に限ることがあるのでしょうか。ただしこのような者は、仕える郎從がいないため、直接勳功に励んで、無双の勇士と名をあげたのでしょうか。政光のごときは、ただ郎從を派遣して忠を尽くすだけです。そういうことなら今回は、自ら合戦を遂げて無双の称号を賜わるようにしなさい。」と、子息の(小山)朝政・宗政・朝光、そして猶子の(吉見)頼綱たちに命じた。頼朝は興に入ったという。[現代語訳4巻:92-93]

熊谷は小規模御家人であるから、「党」的編制で戦わざるを得なかった。小山政光の言う通り、この程度の武士団では、否が応にも「父子相並」んで戦わざるを得ない。しかし、熊谷は、父子どちらかが欠ければ直ちに家存続の危機が将来するにも拘らず、命懸けで戦った(「欲弃命」)。頼朝が之を本朝無双と賞めた所為で、「父子相並」ぶのが当然である様な小規模武士団も、命懸けで戦わざるを得なくなったのである。

他方、小山は大規模武士団であるから、平時の編制を其のまゝ戦場に持込んだ：即ち、自ら戦わう代りに被保護者どもに働かせていた。しかし、

3 勿論、この事は御家人の家内の実父長支配を否定するものでは更々ない。平時に於ける鎌倉幕府の制度は御家人の実父長支配の基盤に依存していた為、幕府は家支配の自律性を寧ろ保とうとしていたのである。

頼朝が「父子相並」んだ熊谷を持ち上げた所為で、小山父子も平時編制を解消して、自ら戦わざるを得ない。本文引用の盛衰記の言葉を用いれば、戦闘能力に秀でた（「秀」^{ひいづる}）「大将」として振る舞わざるを得なくなったのである。大規模武士団の長であるからと云って、「君のために命を捨てる」覚悟に欠ける訳では必ずしもないが、その一方で、「一門」編制を採択するか否かは元々は家長の自由であった。だから、頼朝の発言は、その様な家長の自由を否定する為の巧妙な仕掛けであった、と言えよう。

2 この様に、鎌倉幕府は、「父子相並」ぶ事が当然である様な小規模武士団には「奔命」の覚悟を求め、大規模武士団には平時編制を解消させる為に、「父子相並」んで「奔命」る事を戦場に於ける武士の理想像として定着させようとした。この試みの或る程度の成功は、以下の記事からも窺える。

或人云、於上宮之砌、別當阿闍梨公曉討父敵之由、被名調^あ。就之、各襲到于件雪下本坊、彼門弟悪僧等、籠于其内、相戦之處、長尾新六定景与子息太郎景茂、同次郎胤景等諍先登^あ。勇士之赴戰場之法、人以爲美談。（吾妻鏡 建保7.1.27条）

[参考]ある人が言った。「(鶴岡の)上宮の砌で、別当の阿闍梨公曉が父(源頼家)の敵を討ったと名乗りを上げられました」。これによりそれぞれ雪下の(公曉の)本坊を襲った。その門弟の悪僧らが本坊の内に立て籠もって合戦となり、長尾新六定景が子息の太郎景茂・同次郎胤景らと共に先陣を争ったという。勇士が戦場に赴く際のやり方であり、人々は美談とした。[現代語訳 8巻:77]

実朝を暗殺した公曉が誅される迄の吾妻鏡の記事は、宝治合戦に於ける承仕法師の申詞記(宝治1.6.8条)と同様に、事発後に纏められた報告書に拠られると思われるが、此処からは、父子の先陣争いが、武士の戦場での在るべき姿（「勇士之赴戰場之法」）として鎌倉社会に定着している（「人以爲美談」）様が窺える。

吾妻鏡の渋谷氏記事に就いて

4 本稿の考察を前稿〔山口 H29〕と併せ考えると、次のように言えないであろうか：吾妻鏡編纂時の鎌倉幕府は、姻族結合を臘化し、触らないようにした。それは強力ではあってもアモルフだったから、下手に手を出せなかったのである。これに対し、戦場で子が父を凌いで活躍する話を載せることには問題が無かった。御家人家内部の血族結合(疑制的なものを含む)は、少し弄っても何とすることもないほど堅いものと考えられていたからである、と。

参考文献(年次表記は〔初出〕再録の順、再録論文の引用は著書から行い著書の頁数を示す)

- 秋山哲雄〔H12〕H18 「若狭国守護職をめぐる」『北条氏権力と都市鎌倉』吉川弘文館
- 秋山哲雄〔H17〕H18 「都市鎌倉の東国御家人」『北条氏権力と都市鎌倉』吉川弘文館
- 川合康〔S61〕H16 「鎌倉幕府荘郷地頭制の成立とその歴史的 성격」『鎌倉幕府成立史の研究』校倉書房
- 川合康〔H12〕H16 「河内石川源氏の「蜂起」と『平家物語』」『鎌倉幕府成立史の研究』校倉書房
- 菊池紳一 S60 「『吾妻鏡』の編纂の材料について—とくに古文書の引用に関して」埼玉地方史18号
- 菊池紳一 H17 「在京中の義経」大三輪龍彦ほか編『義経とその時代』山川出版社
- 黒川高明 S63 『源頼朝文書の研究 史料編』吉川弘文館
- 五味文彦〔S63〕H12 「合戦記の方法」『増補 吾妻鏡の方法』吉川弘文館
- 五味文彦〔H2〕H12 「『吾妻鏡』の構成と原史料」『増補 吾妻鏡の方法』吉川弘文館
- 佐々木紀一 H17 「我観義経戦記」國語國文74巻8号
- 佐々木紀一 H18 「『神明鏡』所引『平家物語』巻9「宇治川合戦・義仲最期」相当本文について」山形県立米沢女子短期大学紀要41号
- 佐藤進一 H9 『古文書学入門〔新版〕』法政大学出版局
- 高橋秀樹 H17 「いくさの情報と記録」大三輪龍彦ほか編『義経とそ

の時代』山川出版社

- 高橋秀樹 H25 『玉葉精読 元暦元年記』和泉書院
長村祥知 H23 『源行家の軌跡』季刊iichiko 110号
菱沼一憲 [H15] H23 「在京代官源義経」『中世地域社会と將軍権力』汲古書院
菱沼一憲 H17 『源義経の合戦と戦略—その伝説と実像』角川書店
菱沼一憲 H27 「総論 章立てと先行研究・人物史」同編著『源範頼
〔シリーズ中世関東武士の研究=14〕』戎光祥出版
平田俊春 H 2 『平家物語の批判的研究』上中下巻, 国書刊行会
福島金治 H11 「鎌倉幕府の成立と渋谷氏」綾瀬市編『綾瀬市史 6
通史編 中世・近世』綾瀬市
細川重男 [H17] H19 「渋谷新左衛門尉朝重—御内人と鎌倉幕府の主従制」『鎌
倉北条氏の神話と歴史—権威と権力』日本史史料研究会
堀内和明 H20 「高橋判官の系譜と治承・寿永内乱」日本歴史716号
美濃部重克 [H 5] H25 「戦場の働きの価値化—合戦の日記, 聞書き, 家伝そ
して文学」『美濃部重克著作集』2巻, 三弥井書店
宮田敬三 [H10] H27 「元暦西海合戦試論—「範頼苦戦と義経出陣」論の再
検討」菱沼一憲編著『源範頼〔シリーズ中世関東武士の研究=14〕』戎光
祥出版
山口道弘 H29 「制度としての傍輩—『吾妻鏡』頼朝拳兵記事に於け
る佐々木氏伝承を中心に」千葉大学法学論集31巻3=4号

※本研究はJSPS科研費 15K16912の助成を受けたものである。

(完)